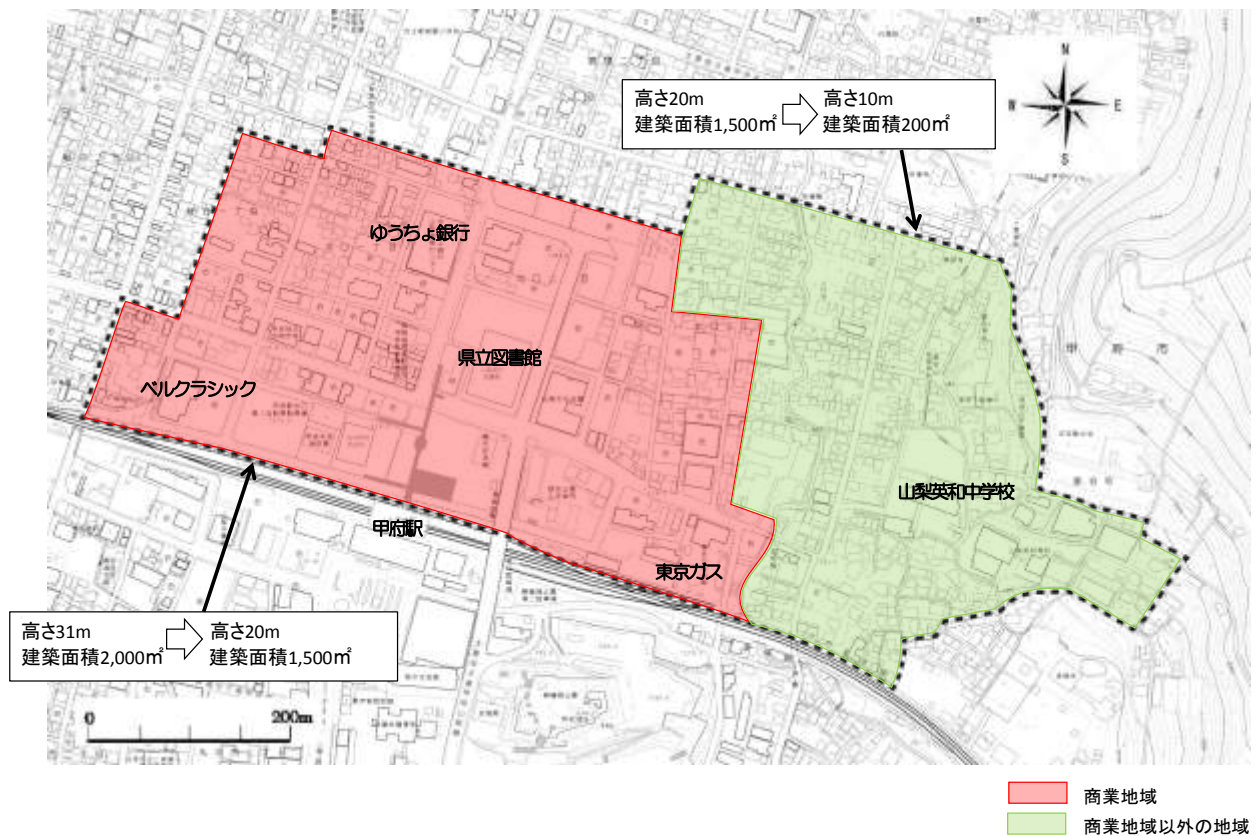


届出を要する行為に対する景観形成基準 (対象：甲府駅北口周辺地区)

届出を要する行為をしようとする場合、この基準に適合するとともに、届出を要しない場合であっても周囲の景観と調和するような配慮をお願いします。

行為	事項	基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離が、1m以上となるように努めること。ただし、商業地域における敷地境界線の後退距離はこの限りではない。
	外観	①建築物の屋根及び外壁の最大面積色が、マンセル表色系一彩度を8以下の範囲内に収まるように努めること。 ②使用する色数をできるだけ少なくするように努めること。
	色彩	
	高さの最高限度	建築物の高さは、都市計画法に規定する商業地域は周辺の建築物との調和に配慮すること。その他の地域は13m以下に努めること。
	緑化	建築物を新築する場合は、敷地面積に対する割合が5パーセント以上の緑地を確保するように努めること。
	建築設備	大型建築設備は、主要な道路及びその沿道から見える場所にできるだけ設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、周囲に植栽を行うなど、主要な道路等から直接見えないよう、しゃへいに配慮すること。
	屋外照明 (公衆の観覧に供するものを除く)	周辺の景観との調和に配慮した光源の向き・種類等に配慮すること。
その他	①太陽光発電設備は、できるだけ建築物の屋上や屋根の設置に努めること。 ②塀の高さは1.5m以下に努めること。やむを得ず1.5mを超える場合は、隣地や周辺との連続性や釣合いに配慮すること。	
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の制限	道路及びその沿道から見える範囲内においては、できるだけ集積又は貯蔵をしないこと。
木竹の植栽又は伐採 (届出対象外)	伐採の制限	①神社・仏閣周辺の樹木については、神社・仏閣との一体的な保存に努めること。
屋外広告物 (届出対象外)	表示又は設置の基準	①周辺との連続性や一体性に配慮したデザイン等に努めること。また、古いものは撤去するなど、維持管理の徹底に努めること。 ②良好な景観形成を創出するため、第2種許可地域の基準に適合させるよう努めること。
駐車場 (届出対象外)		①周囲に低木などの緑化に努めること。
その他 (届出対象外)		①空き家・空き地は、所有者が適正な管理に努めること。 ②藤川の保全に努めること。 ③自動販売機などは、設置場所についても周辺との調和や色彩に配慮するよう努めること。 ④ごみ置き場の整備・確保など、環境美化の維持管理に努めること。

図一対象区域図



●お問い合わせ先●

甲府市建設部まち開発室都市計画課
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18-1
TEL: 055(237)5814 (ダイヤルイン)

(平成 28 年 4 月)